

## 滋賀県地域防災計画 修正案の概要 (風水害対策編・震災対策編・事故災害対策編)

### 趣旨

県地域防災計画について、災害対策基本法、防災基本計画等の改正や、県で具体的に進めてきた取組を反映した修正を行う。

### 主な修正項目

#### 1 災害対策基本法改正(H26.11)、防災基本計画修正(H26.11)の反映

大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれがあるため、緊急時の災害応急措置として以下の対応が災害対策基本法に位置付けられた。

##### ○災害時における立ち往生車両や放置車両の移動等(第76条の6)

###### ・車両等の占有者等への移動命令について

道路管理者は、災害発生時に立ち往生車両や放置車両により、車両等が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策に著しい支障が生じる場合は、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令ができる。

###### ・道路管理者自ら行う車両の移動

道路管理者は、車両等の占有者等への移動命令に対して、命令に従わない場合や、車両故障により移動ができない場合、また命令の相手方が現場にいない等の場合は自ら車両等の移動ができる。

###### ・車両の移動等のために必要な土地の一時使用等について

道路管理者は、上記の措置をとるために、やむを得ないときは、他人の土地を一時使用することができる。

##### ○その他

・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し必要な措置を行うよう要請が可能(第76条の4)

・国土交通大臣は、都道府県または市町村に対し、必要な指示が可能(第76条の7)

・都道府県知事は、市町村に対し、必要な指示が可能(第76条の7)

以上の災害対策基本法改正等を受けて、滋賀県地域防災計画（風水害対策編・震災対策編・事故災害対策編）において、車両の移動命令や車両の移動等を記載した。

## 2 土砂災害防止法改正の反映(H26.10)

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から住民の生命および身体を保護するため、次の措置が土砂災害防止法に位置付けられた。

### ○土砂災害の危険性のある区域の明示

- 基礎調査の結果の公表(第4条第2項)

住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

### ○円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

- 土砂災害警戒情報の市町への通知および一般への周知（第27条）

避難勧告等の発令に資するため、土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町の長に通知すること、および土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

- 避難勧告等の円滑な解除(第32条)

市町が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

### ○避難体制の充実・強化

- 市町地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示(第8条)

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。

また、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

以上の土砂災害防止法改正を受けて、滋賀県地域防災計画の修正を行った。

### 3 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改定の反映

平成17年の土砂災害警戒情報の運用開始や平成25年の災害対策基本法の改正、特別警報の運用開始を踏まえて平成26年9月に改定され、これを受けて以下の項目について滋賀県地域防災計画への記載を行った。

- 市町が避難計画を同ガイドラインに基づき作成
- 避難勧告等の助言を求める窓口の明確化

### 4 県の取組の反映

- 指定地方公共機関の追加（一般社団法人滋賀県建設業協会）  
迅速・的確な応急復旧活動を実施するため、一般社団法人滋賀県建設業協会を災害対策基本法第2条第6号に基づき、昨年11月に指定地方公共機関へ指定
- 被災者の心理的影響に対する支援（こころのケアチームの派遣）  
「こころのケアチーム」の取組を反映
- 第4次地震防災緊急事業五箇年計画（H23～H27）の見直し  
第4次地震防災緊急事業五箇年計画の事業量や事業費が変更になったことに伴い、滋賀県地域防災計画に記載している五箇年計画総括表を変更
- 新たに締結した災害時応援協定等の追加  
別記に記載している7つの協定を滋賀県地域防災計画へ追加

## 新たに締結した災害時応援協定 (H26. 3. 28～H27. 3. 17)

分類	相手方	協定名称および概要
1 応急 復旧	(公社)滋賀県建築士会	災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書 ・余震等により二次災害の発生の恐れのある被災建築物の応急危険度判定の実施に対する協力 【締結日】26. 7. 1
2 応急 復旧	(一社)日本下水道施設業協会	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書 ・県が管理する下水道機械・電気設備を復旧するための緊急工事を円滑に実施することへの協力 【締結日】26. 7. 14
3 応急 復旧	(公社)土木学会関西支部	災害時における調査等の相互協力に関する協定 ・県が管理する土木施設等の被災状況に関する専門性および高度な知見が必要な場合の調査等の相互協力の方法を定める 【締結日】27. 2. 6
4 住宅 ・ 生活 支援	(独法)住宅金融支援機構	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書 ・被災した県民の住宅の早期復興を支援するための情報交換や相談窓口の開設支援 【締結日】27. 2. 16
5 住宅 ・ 生活 支援	滋賀弁護士会	大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書 ・被災した県民を対象とした法律相談会の実施への協力 【締結日】27. 3. 6
6 帰宅 困難 者の 対策	(株)オートバックスセブン ※関西広域連合において 協定締結	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書 ・災害時帰宅支援ステーションの設置および帰宅困難者の支援 【締結日】27. 3. 17
7 行政 間の 協定	富山県、石川県、福井県、 長野県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書 ・災害発生時における遺体の火葬に関する広域応援の実施 【締結日】26. 3. 28